

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対応としての学会・研修会等の開催形式の変更に伴う
履修単位・履修ポイント付与の登録について（2020年10月23日修正）

新人教育プログラムにおける履修単位、生涯学習における履修ポイント付与の対象とする場合は、以下の要件を満たすこととする。なお、当該措置は2021年12月末までとする。

また、新人教育プログラムの履修単位については、「新人教育プログラム運用の手引き」に準じていることとする。

1. 学会参加・発表について

下記の対象においては、要件を満たしていれば、開催形式を問わず、履修単位、履修ポイント付与の対象とする。

【対象】

分科学会、ブロック、都道府県理学療法士会が主催の学術集会・学会

【参加ポイントの要件】

① 参加の確認ができること

参加受付等で、その学会への参加が確認できること。

【発表ポイントの要件】

上記、参加ポイントの要件に加えて、下記の要件を満たしていること

① 双方向による質疑応答等の疎通が可能であること

座長と発表者、参加者等による意見交換が可能な環境が保証されていること。

※双方向による質疑応答等とは、チャット機能や掲示板等による意見交換（質疑応答）を含む（学会当日に限らない）。

※誌上開催のみの場合は、対象外とする。

2. 研修会の参加について

下記の対象においては、研修時間、講師要件等を規定した「研修会認証規程」に準じ、かつ以下の要件を満たしていれば、開催形式を問わず、履修単位、履修ポイント付与の対象とする。

【対象】

協会、ブロック、都道府県理学療法士会が主催する講習会、研修会

【要件】

① 参加の管理ができること

対面研修会と同様に、入退室管理ができること。

② 双方向による質疑応答等の疎通が可能であること

対面研修会に準じて、講師と受講者の質疑などの双方向のやり取りが可能であること。

※双方向による質疑応答等とは、チャット機能や掲示板等による意見交換（質疑応答）を含む（研修会当日に限らない）。

3. 講師、座長、シンポジスト・パネリスト等

下記の対象においては、以下の要件を満たしていれば、履修ポイント付与の対象とする。

【対象】

協会、分科学会、ブロック、都道府県理学療法士会が主催の学術集会・学会、研修会

【要件】

- ① 上記、1の発表ポイントの要件、2の研修会における要件の中で担当する各役割であること

4. 論文・学会演題の査読について

下記の対象においては、以下の要件を満たしていれば、履修ポイント付与の対象とする。

【対象】

分科学会、ブロック、都道府県理学療法士会が主催の学術集会・学会

【要件】

- ① 査読の実績があること

※査読した内容の論文掲載有無、発表有無は問わない。

以上